様式第１０号（第８条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市長　　　　　　　　印

市営住宅入居許可書

　下記のとおり、市営住宅に入居することを許可したので、丸亀市市営住宅設置及び管理条例の規定により通知します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １住宅名 | |  | |
| ２所在地 | |  | |
| ３入居可能日 | |  | |
| ４家賃 | |  | |
| ５敷金 | |  | |
| ６入居者氏名 | |  | |
| ７同居者氏名 | 続柄 |  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

（入居許可条件）

　１　法令並びに丸亀市市営住宅設置及び管理条例及びその他の指示命令等を遵守すること。

２　入居可能日から10日以内に入居しないときは、入居の許可を取り消すことがあります。

　３　市営住宅を他人に貸し、又は入居の権利を他人に譲渡してはなりません。

　４　市営住宅の用途変更又は増築をしようとするときは、市長の承認を受けなければなりません。

　５　家賃を３か月以上滞納したとき又は正当な理由がなく15日以上市営住宅を使用しないときは、市営住宅の明渡しを請求することがあります。

　６　入居できる者は、上記のとおりです。上記の者以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を受けなければなりません。